

令和元年神奈川県議会本会議 第3回定例会 ともに生きる社会かながわ特別委員会

令和元年10月4日

小野寺委員

まず津久井やまゆり園の再生についてお伺いします。さきほど、津久井やまゆり園の再生について、その取組状況等について御説明をいただきました。本県にとって大変重要な課題でありますので、しっかりと今後も取り組みを続けていただきたいと思っています。

また、一方で、これまでさまざま議論に付されてきたところであると思いますが、重度知的障害と重い肢体不自由、重複の障害のある方に対し、安心できる終生保護をどう保障するか、これまで議論してきたところでありますが、まだまだ課題は残っているのではと思っております。

現実に今、県内の障害者数は増加している状況でありますし、津久井やまゆり園のような施設における専門的な支援が必要な、重度の障害者の方々も増加傾向にあると考えています。

近年の障害福祉政策は、ノーマライゼーションの考え方のもとで、施設から地域、あるいは在宅へという流れにあるということは承知しています。特に、1981年の国際障害者年あたりを境に、そういう流れが強くなってきたと思っておりますが、現実的にその方々を受けとめるだけの、キャパシティが足りているのか、あるいはそれが将来的に足らなくなってしまうのではないかという懸念も抱きます。

また、地域生活の受け皿についてもさまざまな課題があると考えておりますので、そこでその点について何点かお伺いをしたいと思います。

まず、津久井やまゆり園の定員を決定する際に、家族の方々から不安の声が上がったという報道がありました。これはもう当事者として大変切実な、貴重な声だったと思うのですが、どのような内容だったのか、お伺いいたします。

障害サービス課長

私どもは毎月、津久井やまゆり園で開催される家族会に参加するようにしてきています。ことし6月の家族会の中で、千木良地域及び芹が谷地域の施設の規模をそれぞれ66人とすることについて、ここは御家族の皆さんにお伝えいたしました。

家族会では、合計132人という全体の施設規模について、これはもう既に御説明をしており、その場でも特に異論もなく、御了承いただけたものと受けとめておりますが、意思決定支援のプロセスにおける御家族の意向の反映であるとか、仮にどちらかの施設に希望が偏ってしまった場合はどうするのかなど、御質問もありました。

また、家族会後の記者会見の中で、家族会長が、相模原地区にも短期入所などを利用しながら在宅生活を続けている方が多くいらっしゃることを踏まえて、事件前、またその後の平成28年9月の全面建てかえをした当時の160人の規模から比べて施設が小さくなつたことについて心配をするという意見もございました。

県としては、意思決定プロセスの中で遺族意向や気持ちを丁寧に酌み取るとともに、今後の施設整備について、利用者の御家族を初め、関係者の皆様に対する説明を尽くしてまいりたいと考えています。

小野寺委員

わかりました。現在ではほぼ否定的に捉えられていますが、いわゆる大規模コロニーが主流だった時期がありました。津久井やまゆり園はかなりの規模の施設ではありましたが、これは、それまで受入先がなかった重度の知的障害者、そして重度の肢体不自由と知的障害者を重複してある、重症児者と言われる方々が、親亡き後も安心して暮らすことができる終生保護の施設として、その設置が切望されてきたものであったと認識をしています。

その背景には、介護負担が大変大きい重度障害の方々、重症児者の方々は御家族だけではとても支え切れない現実があったのだろうと思うわけです。これはその当時の話だけではなくて、今でも重い介護負担に苦しむ御家族は相当数存在すると思っています。

現在、障害者の高齢化が進んでいます。高齢化とともに障害も重症化、あるいはその障害に起因する二次的な疾病もあらわれてくることがある中で、むしろ昔よりも施設を必要とする人はふえているのではないかとも思っているわけです。本当にそうした現実を背景にした家族会の方々の声だったと思うのですが、県の障がい福祉計画の中で把握している障害者の施設入所に対するニーズについて確認をさせていただきたいと思います。

障害サービス課長

第5期障がい福祉計画におきましては、施設入所者の地域生活への移行を踏まえつつ、グループホームでは十分な支援が困難な人のニーズを考慮して、施設のサービスの量の見込みを設定しております。具体的には、全県で計画の初年度であります平成30年度の利用見込みを4,941人、計画の最終年度であります令和2年度の利用見込みを4,876人と見込んでおります。つまり、少しづつ減少する見込みになっています。

なお、平成30年度直近の利用実績は4,878人でございましたので、見込み量の範囲内になっている状況になっております。

小野寺委員

そうすると、施設から地域への流れの中で、先ほどもお話をありました民間が設置するグループホームに期待するところが大きいと思うのですが、なかなかこれまで、津久井やまゆり園など、いわゆる専門的な施設が支援している重度の知的障害の方、あるいは重複障害のある方を受け入れるのは大変難しく、簡単なことではないと思うのです。そこにどのような課題があるのか、認識をお聞かせいただきたいと思います。

障害サービス課長

御指摘のように、重度の障害者の方々や施設入所で暮らされた方々がグループホームで暮らすときには、さまざまな課題がございます。グループホームは、日中の支援と夜間の支援を一体的に行うことが原則である入所施設とは異なりまして、主に夕方から朝にかけて、食事や入浴などの介護と日常生活上の必要な支援を行うサービスでございます。このため、重度障害者を受け入れるため

には、日中においても利用者にふさわしい支援ができるよう、柔軟な体制を整えておくという課題がございます。

また、夜間におきましても、医療的ケアを提供する体制のほか、特に重度障害者の障害の特性を正しく理解をして、質の高い支援を提供することができるよう支援員を配置することが、グループホームで重度障害者を受け入れる上の課題と受けとめております。

小野寺委員

人材の確保は大きな要素になってくると思います。本当に重い知的障害、あるいは重複のある方々は、基本的な生活動作も御自分では行えない、全面的に他人に介助してもらわなければいけない状況の人が多いわけです。

それこそ元気一杯動き回る人もいれば、医療的なケアが必要な人もいる。どちらも、いっときたりとも目を離せない人たちなのだと思います。そうした彼らに安全で快適な生活を提供することは本当に困難で、本当にそれを受け入れてくれるはどういうスキルを持った人なのだろうと、本当に私も考えてしまうわけです。

今後、団塊の世代が高齢化して、重度障害の子の面倒を見る体力がなくなれば、施設入所の需要は一段と大きくなってくるわけで、当然人員の確保も切実な課題になってくると思うのですが、こうしたグループホームなど、地域で重度障害の方を受け入れるために欠かせない人材育成を県としてはどう取り組んでいるのでしょうか。

障害サービス課長

重度障害者の中で、特にグループホームヘルプで受け入れが困難な方として、より専門的な支援を必要とする強度行動障害の方が知的障害の方の中にいらっしゃいます。

県では平成27年度から、強度行動障害に専門的な支援を提供することができる支援者の養成研修を実施しております。行動障害が強く、対応に専門性が求められる強度行動障害の方に対して適切に支援を行うための知識及び技術を広く普及することを行っております。

また、県ではグループホームの職員の支援技術の向上のための支援員の研修を定期的に行っておりまして、平成30年度の実績で申し上げますと、全9回で約350人の支援員の方に、研修に参加いただいております。

加えて、こうした研修に参加するためには、研修に職員が出ている間のかわりの支援員を配置しなければいけないという声もいただいておりまして、特に規模の小さい事業者からはそのような研修にも参加しにくいという声もございました。

こうしたことから、今年度は新たに研修を受講する職員の代替職員の配置に係る人件費を補助する事業を行っております。こうして、人材確保及び養成が課題となっているグループホームの支援を行うことで、重度障害者を受け入れることが可能なグループホームの拡充を図りまして、重度障害者の地域移行に結びつけていきたいと考えております。

小野寺委員

今、強度行動障害に係る専門的知識を持った職員の養成をしているとお話を

ありましたが、実績はどうなっていますでしょうか。

障害サービス課長

現在行っているこの研修は、平成27年度から実施しております。今までの累計の実績、平成31年4月時点の実績でございますが、基礎的な研修、強度行動障害の方々に対応するために最低限必要な知識と技術を身につける基礎的な研修を、累計で25回開催し、約2,500人の支援員が参加していただいています。

また、適切な支援計画などを作成する職員を養成する実践研修については累計で8回開催し、約880人の方が受講して修了をしております。

強度行動障害支援者養成研修の修了者を配置しているグループホームは、県所管域で88カ所あります、全体の13%となっています。県としては、このような研修を通じて、高い支援技術を持つ職員の育成にさらに努めてまいりたいと考えています。

小野寺委員

ぜひ、高いスキルを持った職員の方、1人でも多く養成できるように頑張っていただきたいと思います。ただ、一方で、対応が難しい重度障害の方々がグループホームで生活をしていくことに対して、御家族が不安を持たれている現実もあると思うのです。

やまゆり園をどうしていこうか、これまでのような大規模な施設は時代おくれだから、もっと小規模にという話が出たときにも、当然、受入先としてグループホームの名前が上がったわけです。どうぞ、私たち引き受けますと言う方々がいる一方で、とても無理だと言う人たちがいたのも現実としてあるわけです。こうした御家族の方が、グループホームの現状を考えたときに、不安に思われるの仕方はないことだと思います。こうした不安を解消することが、当たり前ですが、地域移行を進める上で大変重要だと考えるわけです。そこはどのように対応していくつもりでしょうか。

障害サービス課長

重度障害者の御家族からは、施設からグループホームに移行することに関して、例えば入所施設に比べると職員の数が少ないと、生活環境が変わることでうまく適応できる自信がないこと、もしグループホームでうまくいかなかつた場合、との施設に戻れるのだろうか等、生活環境が変わっていくことに対する不安が大変強くあろうかと思います。

そのような不安を解消するためには、グループホームの特色であります家庭的で地域により近いという性質をしっかりと残して、重度障害者が安心して生活することができるよう専門的な支援を提供していくことが求められると言えます。そのためには、重度障害者を受け入れたグループホームのみで支援を行うのではなく、関係機関がグループホームを支える環境を整えることが大変必要になってくると考えております。

例えば、県立の施設であります中井やまゆり園では、行動障害のある重度障害者など、専門的な支援が必要な障害者の地域生活を支えるため、中井やまゆり園の職員がグループホームなどの民間事業者からの要請を受けて、支援に対する助言等を行うコンサルテーション事業や、民間事業者の職員を逆に県のほうに受け入れて、支援についての講義及び支援体験の機会を提供する県民研修

などを実施しています。

また、地域移行した利用者が、移行先のグループホームなどで適応できなくなつた場合、こうした場合には直ちに移行前に利用していた施設での受け入れが可能となるよう、国からの通知がなされておりますので、そうした運用をしっかりとされるように、県としても周知を図つて、施設を指導してまいります。

小規模な事業所が多いグループホーム単独では、やはり重度障害者の支援は困難ですが、関係機関がしっかりと連携してグループホームを支え、それぞれの専門性を果たしていくことで重度障害者が安心して地域で生活できることになるよう取り組んでいきたいと考えております。

小野寺委員

今御説明いただいたグループホームを運営している小規模な事業者をしっかりとバックアップする支援の仕組みが必要なのでしょうが、県の取り組みとして何かあれば教えてください。

障害サービス課長

こうした小規模なグループホームをバックアップする県の取り組みでございますが、先ほど申し上げましたように、グループホームは今、NPOやどちらかというと小さな法人が一生懸命取り組んでいただいているケースが多くなつてきました。大規模な社会福祉法人がこれまで設置してきたグループホームのように、法人が運営する施設からバックアップを受けることが難しい状況もございます。

そのため県では、グループホームの支援として、県が委託しているグループホームサポートセンターがグループホームを直接訪問して、対応困難な、また専門的な支援が必要な障害者の支援ノウハウなどをコンサルティングする事業も行っております。

また、グループホームにおける利用者の支援については、地域の方々の協力や関係機関の連携が不可欠だと考えています。特に、重度障害者を受け入れるに当たりましては、一つのグループホームのみで対応するのではなく、日中の通所先である生活介護の事業者や、緊急時の受入先となる短期入所事業所などがそれぞれ連携体制を築く必要があります。そして、必要に応じて外部の居宅介護、いわゆるホームヘルプでございますが、こういった外部のサービスを派遣利用するなど、複数の関係機関で重層的に重度障害者の生活を支えていくことができるよう、県としても関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。

小野寺委員

津久井やまゆり園は、それまで受入先がなかつたいわゆる重症児者の終生保護を目的とした画期的な施設だったと思います。大変厳しい現実を前にしながら、施設内をどうすれば家庭的な雰囲気にできるのか、地域社会との交流をどのように図るのか、そして職員のスキルをどうやって高めていくのかとか、本当に創意工夫と試行錯誤を重ねながら取り組んできた歴史があると思っています。

こうした経験を生かして、障害のある方々が本人らしく生きられるようにするために、望ましい支援を追求し続けていただきたいと思います。

施設から地域へという障害福祉施策の大きな転換期の中で、障害のある方やその家族が取り残されたり、不安を抱えたりすることができないように、丁寧に取り組みを進めるとともに、障害福祉サービスに対するニーズへ量と質の両面から応えることができるよう、施策の充実を要望させていただきたいと思います。

次に、パラスポーツビーチフェスタについてお伺いをしようと思っておりましたが、イベントの内容については割愛をさせていただきます。先ほどの先行会派の質疑の中でも、ぜひ、由比ガ浜以外の海岸にも広げてもらいたいというお話がありました。私も同じように考えています。

ただし、今、さまざまな新しいスポーツが生まれている中で、パラスポーツのフィールドを確保するためには、ルールづくりが必要だと思っています。そのために、ビーチパークのような取り組みが有効なのではないかということで、さきの一般質問でも述べさせていただきました。そこではかながわシープロジェクトという県の取り組みがありますが、その推進という観点から質問したわけですが、バリアフリービーチや、ビーチでパラスポーツを実践するのも、神奈川の海の魅力を磨いて、多くの人々を呼び込むという、シープロジェクトの目的と軌を一にするものだと思っています。

ビーチでのパラスポーツ、あるいはバリアフリービーチの取り組み、これを一過性のイベントではなく、日常的に行われるものとするためには、例えばかながわシープロジェクトを取りまとめている地域政策課等の部局との連携も必要になると思うのですが、今回のパラスポーツビーチフェスタについては、そうした連携は行われたのでしょうか。

スポーツ課長

今回のパラスポーツビーチフェスタの開催に当たりましては、福祉子どもみらい局と県土整備局との連携をとらせていただきましたが、地域政策課と連携はとっておりませんでした。

小野寺委員

先ほど申し上げたように、神奈川の海の魅力を高めていく大きなファクターになると、私は今回の取り組みを思っていますので、ぜひシープロジェクトのほうとも連携していただくようになって、私の質問を終わります。